

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令新旧対照条文

○ 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第1条関係） 1 （略） 2 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準 (1) （略） ア （略） イ 次の表の第1欄に掲げる家畜等を対象とする飼料は、アの規定にかかわらず、それぞれ同表の第2欄に掲げる動物由来たん白質を含むことができる。		別表第1（第1条関係） 1 （略） 2 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準 (1) （略） ア （略） イ 次の表の第1欄に掲げる家畜等を対象とする飼料は、アの規定にかかわらず、それぞれ同表の第2欄に掲げる動物由来たん白質を含むことができる。	
第1欄	第2欄	第1欄	第2欄
豚、鶏又はうずら	(ア)・(イ) （略） (ウ) 豚及び家きんに由来する原料を製造工程の原料投入口で混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白、 <u>蒸製骨粉、血粉又は血しょうたん白</u> であつて、豚及び家きん以外の動物に由来するたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済原料混合肉骨粉等」という。） (エ)～(キ) （略）	豚、鶏又はうずら	(ア)・(イ) （略） (ウ) 豚及び家きんに由来する原料を製造工程の原料投入口で混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白 <u>又は蒸製骨粉</u> であつて、豚及び家きん以外の動物に由来するたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済原料混合肉骨粉等」という。） (エ)～(キ) （略）

養殖水産 動物	(ア)～(ケ) (略)
蜜蜂	(ア)～(ウ) (略)

(2)～(5) (略)

3～5 (略)

養殖水産 動物	(ア)～(ケ) (略)
蜜蜂	(ア)～(ウ) (略)

(2)～(5) (略)

3～5 (略)